

米国個人所得税確定申告シリーズ- (1) 米国での確定申告

今年も、確定申告の時期となりました。米国での確定申告について理解を深めるのに役立つ情報を、今年も7回にわたって掲載していきます。シリーズ第1回目は米国での確定申告の概要についてです。今年の確定申告も4月15日(火)が期日になります。まだ後3か月もあると思って手を付けずにいる間に、気が付くと期日直前になっていて、あわてることになる方も多いかと思います。余裕をもって準備はしたいものです。

そもそも確定申告をする必要があるの？ という疑問に答えるべく、確定申告書の提出義務から説明していきます。

1) 申告書提出義務

年間総所得が下記の概算額控除（2024年度 Standard Deduction、65歳未満）の金額より多い場合、確定申告が必要となります。

独身の場合：	\$14,600
夫婦合算申告の場合：	\$29,200
夫婦個別申告の場合：	\$14,600 しかし、\$5以上の所得がある場合申告が必要になる
特定世帯主：	\$21,900

65歳以上の場合、概算額控除は独身もしくは特定世帯主の場合は\$1,950、夫婦合算申告の場合は、1,550増額されます。

また、所得が概算額控除より低く、確定申告をする必要はないが、申告をした方がいい場合もあります。例えば、給与所得等から源泉徴収された分の還付を受けたい場合、Earned Income Credit、Child Tax Credit等のクレジットを取りたいというような場合です。

また、米国では連邦税の他に勤務もしくは居住する州、市町村にも確定申告が必要になります。連邦レベルでは確定申告が必要がない場合も、州、市町村レベルでは申告が必要になる場合もあります。

2) 総所得として申告が必要な主な所得

次にどのような所得の報告が必要かについて説明をします。米国で税法上居住者となると、米国での所得だけではなく、日本での所得も含む全世界を源泉とする所得に対して課税されます。一般的に給与所得が大きな割合を占めるかと思いますが、それ以外にも、資産の売買から発生するキャピタルゲイン、不動産の賃貸から発生する賃貸所得も大きな額となり得ます。

課税対象として報告が必要になる主な所得

- 給与所得
- 利子・配当金

- 自営業者所得
- 譲渡所得、キャピタルゲイン
- 不動産所得
- 退職金・年金
- 州・市税還付金

3) 概算額控除と項目別控除

次に所得からどのような控除が取れるかを説明します。控除には概算額控除と項目別控除の二種類があります。概算額控除は申告身分に応じて一定額を控除としてとるものです。2024年度の場合、独身・夫婦個別申告が\$14,600、夫婦合算申告の場合\$29,200になります。なお、概算額控除は通年居住者として申告をする場合にのみ認められます。一方、項目別控除は税法上経費として認められるものの合計額を控除として申請する方法です。

項目別控除の主なものは下記となります。

- 医療費

自己負担となった医療費について、調整後総所得の7.5%を超える額が控除の対象となります。

- 税金

州・市所得税、固定資産税（米国内の不動産に支払った分のみ）等が対象です。しかし、控除の上限は\$10,000と定められています。

- 住宅ローン支払利子

住宅ローンの利子、投資目的の借入金に対する利子が控除対象となります。

- 寄付

IRSから認可を受けた慈善団体への現金や物品の寄付が控除の対象です。

4) 税率

税率は10%から37%の累進税率になっていて、申告身分毎に tax table が設けられています。下記が2024年度の tax table です。

税率	独身 (Single)		夫婦合算申告 (Married Filing Jointly)		夫婦個別申告 (Married Filing Separately)	
	以上	以下	以上	以下	以上	以下
10%		\$ 11,600		\$23,200		\$ 11,600
12%	\$ 11,601	47,150	\$23,201	94,300	\$ 11,601	47,150
22%	47,151	100,525	94,301	201,050	47,151	100,525
24%	100,526	191,950	201,051	383,900	100,526	191,950
32%	191,951	243,725	383,901	487,450	191,951	243,725
35%	243,726	609,350	487,451	731,200	243,726	365,600
37%	609,351		731,201		365,601	

5) 申告期日

申告期日は 2025 年 4 月 15 日です。しかし、この期日までに延長申請をする事により 6 ヶ月の延長が認められ、最終の申告書提出期日は 2025 年 10 月 15 日となります。

なお、米国外に居住する米国市民、永住権保持者等は 2 か月の自動延長が認められるので、申告書提出期日は 4 月 15 日ではなく 2025 年 6 月 16 日です。

延長申請をすることによって申告書提出期日は延長されますが、納税の納付期日が延長されるわけではありません。4 月 15 日までに十分な納税を行わないと、支払い延滞のペナルティと追徴額に対する利息が加算されます。